

別紙1 温存後生殖補助医療毎の助成上限額の詳細

本事業の対象となる妊孕性温存療法に係る治療で凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療

治療内容 助成上限額	(胚解凍)	薬品投与	凍結胚移植		妊娠の確認
			胚移植	黄体期補充療法	
C (以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施)	10万円				

本事業の対象となる妊孕性温存療法に係る治療で凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療

[illegible]

本事業の対象となる妊孕性温存療法に係る治療で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療

治療内容	助成上限額	採卵まで			採精（夫）	受精	新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			妊娠の確認
		薬品投与（点鼻薬）	薬品投与（注射）	採卵			胚移植	黄体期補充療法		薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
A（新鮮胚移植を実施）	３０万円												
B（凍結胚移植を実施）	３０万円												
C（以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施）	１０万円												
D（人工授精を実施）	１万円												
E（体調不良等により移植のめどが立たず治療終了）	３０万円												
F（受精できず、または、受精したが胚が発育せず）	３０万円												
G（採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止）	１０万円												
H（卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止）	対象外												
I（排卵準備中、体調不良等により治療中止）	対象外												

本事業の対象となる妊孕性温存療法に係る治療で凍結した精子（精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療で凍結した精子を含む）を用いた生殖補助医療

[illegible]